

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 12 月 21 日改定）

掲載日 2026 年 10 月 1 日

■キャッシュカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
11 カード等及び暗証の管理等 (1) (略) (2) 前項にかかわらず、当行所定のインターネット接続端末機の操作の際に入力された暗証（即時振替サービス（即時振替規定第 1 条（即時振替サービス）に規定する即時振替サービスをいいます。以下同じとします。）及び <u>ゆうちょ P a y（ゆうちょ P a y 利用規約第 2 条（用語の定義）第 3 項に規定するゆうちょ P a y をいいます。以下同じとします。）</u> の利用の申込みの際に入力された暗証を含みます。）が、届出の暗証と一致することを当行所定の方法により確認した場合には、当行は入力した者を預金者本人とみなし、当該端末機を操作して行われたサービスの利用の申込み及び払戻し等の請求を正当なものとして取り扱います。 (3)～(6) (略)	11 カード等及び暗証の管理等 (1) (同左) (2) 前項にかかわらず、当行所定のインターネット接続端末機の操作の際に入力された暗証（即時振替サービス（即時振替規定第 1 条（即時振替サービス）に規定する即時振替サービスをいいます。以下同じとします。）の利用の申込みの際に入力された暗証を含みます。）が、届出の暗証と一致することを当行所定の方法により確認した場合には、当行は入力した者を預金者本人とみなし、当該端末機を操作して行われたサービスの利用の申込み及び払戻し等の請求を正当なものとして取り扱います。 (3)～(6) (同左)
15 暗証の不正利用による損害等 (1) (略) (2) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、第三者にゆうちょ P a y を不正に使用された場合、預金者等は当行に対して当該不正なゆうちょ P a y の取引に係る損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。この場合、当行はゆうちょ P a y 利用規約に基づき、預金者等に補てんを行うものとします。	15 暗証の不正利用による損害等 (1) (同左) (2) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、第三者にゆうちょ P a y <u>（ゆうちょ P a y 利用規約第 2 条（用語の定義）第 3 項に規定するゆうちょ P a y をいいます。以下同じとします。）</u> を不正に使用された場合、預金者等は当行に対して、 <u>2026 年 12 月 20 日までに行われたゆうちょ P a y の取引に限り</u> 当該不正なゆうちょ P a y の取引に係る損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。この場合、当行は <u>当該不正なゆうちょ P a y の取引が行われた時点で適用されていた</u> ゆうちょ P a y 利用規約 <u>その他当行所定の規定</u> に基づき、預金者等に補てんを行うものとします。
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026 年 5 月 18 日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026 年 12 月 21 日</u> から実施します。

■口座貸越サービス規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
30 規定の適用 本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「J P B A N K V I S A カード/マスターカード会員規定」、「J P B A N K J C B カード会員規定」、「スマートフォンアプリ利用規定」、 <u>「ゆうちょ P a y 利用規約」</u> 又は「ゆうちょデビット会員規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。	30 規定の適用 本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「J P B A N K V I S A カード/マスターカード会員規定」、「J P B A N K J C B カード会員規定」、「スマートフォンアプリ利用規定」又は「ゆうちょデビット会員規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。
<u>（2024 年 2 月 21 日現在）</u>	<u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、2026 年 12 月 21 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定の実施前にゆうちょ P a y（ゆうちょ P a y 利用規約第 2 条（用語の定義）第 3 項に規定するゆうちょ P a y をいいます。）の不正使用により生じた自動融資の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 12 月 21 日改定）

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第 6 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～⑦ （略） ⑧「提携会社等」 当行が商品・サービスの提供において提携する者及び広告宣伝・マーケティング領域等で提携する者（広告代理店等を通じて当行に広告宣伝等（次条⑪に定める「広告宣伝等」をいいます。）を依頼する者を含みます。）をいいます。 ⑨～⑫ （略）	第 6 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～⑦ （同左） ⑧「提携会社等」 当行が商品・サービスの提供において提携する者及び広告宣伝・マーケティング領域等で提携する者（広告代理店等を通じて当行に広告宣伝等（次条⑬に定める「広告宣伝等」をいいます。）を依頼する者を含みます。）をいいます。 ⑨～⑫ （同左）
第23条の 2 （取引時の認証） 1 本アプリにおける取引時の認証の取扱いは、次のとおりとします。 ①～⑦ （略） <u>⑧ ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑨</u> 自動払込み規定第 6 条の 2 （システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑩</u> ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑪</u> その他当行が別途定める取扱い 2 （略）	第23条の 2 （取引時の認証） 1 本アプリにおける取引時の認証の取扱いは、次のとおりとします。 ①～⑦ （同左） <u>（削除）</u> <u>⑧</u> 自動払込み規定第 6 条の 2 （システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑨</u> ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>⑩</u> その他当行が別途定める取扱い 2 （同左）
第 35 条（規定の適用） 1 （略） 2 前項のほか、取引時の認証の利用にあたって、第 1 章及び本章に定めのない事項について、<u>ゆうちょ P a y の利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょ P a y 利用規約」を、</u>自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」を準用します。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょダイレクト規定」の、手続きアプリの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は第 5 章の、<u>ゆうちょ P a y の利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょ P a y 利用規約」の、</u>自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」の、口座貸越サービスの申込みにあたって取引時の認証を利用する場合は「口座貸越サービス規定」の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「国際送金規定」の用語の定義と同義とします。	第 35 条（規定の適用） 1 （同左） 2 前項のほか、取引時の認証の利用にあたって、第 1 章及び本章に定めのない事項について、自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」を準用します。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょダイレクト規定」の、手続きアプリの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は第 5 章の、自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」の、口座貸越サービスの申込みにあたって取引時の認証を利用する場合は「口座貸越サービス規定」の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「国際送金規定」の用語の定義と同義とします。
第 37 条（適用範囲） 1～2 （略） 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章を、<u>ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、</u>自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利	第 37 条（適用範囲） 1～2 （同左） 3 第 1 章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章を、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第 2 章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章の、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用す

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026 年 12 月 21 日改定）

現 行	改定後
用にあたって本アプリを利用する場合は第 5 章の、<u>ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の</u>、自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定の用語の定義と同義とします。	る場合は自動払込み規定の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって本アプリを利用する場合は国際送金規定の用語の定義と同義とします。
第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ① ダイレクトサービス、通帳アプリ <u>又はゆうちょ P a y</u> の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 27 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力 <u>若しくはゆうちょ P a y 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力</u> に代えて生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ②～⑦ （略） <u>⑧ ゆうちょ P a y において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑨ 自動払込み規定第 6 条の 2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑩ ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑪ その他当行が別途定める取扱い</u> 2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証、パスコード認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報、パスコード又は取引コード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 32 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証、パスコード認証又は取引認証」と読み替えるものとし、<u>本サービスを利用した場合のゆうちょ P a y 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスコード認証に用いられたパスコード」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報又はパスコード」と、同条第 4 項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスコード認証に用いられたパスコード」と読み替えるものとし</u>ます。	第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ① ダイレクトサービス <u>又は</u>通帳アプリの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 27 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力に代えて生体認証又はパスコード認証を行う取扱い ②～⑦ （同左） <u>（削除）</u> <u>⑧ 自動払込み規定第 6 条の 2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第 1 項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑨ ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> <u>⑩ その他当行が別途定める取扱い</u> 2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証、パスコード認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報、パスコード又は取引コード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 32 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証、パスコード認証又は取引認証」と読み替えるものとします。
第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （略） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ <u>及びゆうちょ P a y</u> において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 5 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱い	第 40 条（本サービスの利用） 1～4 （同左） 5 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト <u>及び</u>通帳アプリにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 5 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなく

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 12 月 21 日改定）

現 行	改定後
が利用できなくなります。 ①～⑧ （略） 6～16 （略） 17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第 2 項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。 18 （略）	なります。 ①～⑧ （同左） 6～16 （同左） 17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第 2 項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト及び通帳アプリにおいて当行所定の取引を行うことができません。 18 （同左）

以 上